

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成22年9月21日(火) 午前10時00分～10時48分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 幸前信雄、 2番 杉浦辰夫、 5番 鈴木勝彦、  
9番 神谷ルミ、 10番 寺田正人、 14番 井端清則、  
16番 神谷 宏、 18番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

3番 杉浦敏和、 6番 磯貝正隆、 8番 内藤皓嗣、  
12番 水野金光、 13番 内藤とし子、 15番 岡本邦彦、  
17番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、経営戦略GL、  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、  
税務G主幹、収納GL、  
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、上下水道GL、  
地域産業GL、  
行政管理部長、人事GL、行政契約GL、情報管理GL  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第34号 市道路線の認定について
- (2) 議案第35号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第36号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第38号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第2回)
- (5) 議案第39号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)
- (6) 議案第40号 平成22年度高浜市老人保健特別会計補正予算(第1回)
- (7) 議案第41号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- (8) 議案第43号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- (9) 議案第44号 平成22年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案9件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

その前に当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（行政管理部） 特別ございません。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。

《質 疑》

（１）議案第３４号 市道路線の認定について

問（１０） この認定にあたり、規定があるかと思えますけど、これはどういうふうでやられておるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

答（都市整備） 今回の認定しております、道路におきましては、開発行為に伴う道路を帰属していただいたものでございます。あと、高浜市の道路の帰属の対象としまして、幅員が４メートル以上の道路、それと起終点の方向が４メートル以上の道路に接しまして、必ず公道から公道に通り返けることのできる道路でございます。あと交差する部分に、３メートル以上の隅切りが必要となります。それと分筆登記が完了して、境界がコンクリート杭で入っている道路を認定道路して、帰属をいただいております。

（２）議案第３５号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

問（１８） 参考資料を出していただきましたので、質問させていただきますけれども、この一部改正につきましては国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うもので、今回一部改正されるわけでございますけれども、この改正に至った背景ですとか理由について、お伺いしたいと思います。

答（人事） 今回の条例改正の背景ということでございます。実は、人事院が昨年８月に給与勧告があったわけでございますけれども、その給与勧告に合わせまして、急速な少子化に対応するため、国家公務員が仕事と生活の調和を図

ることができるような勤務環境を整備することが必要である、というような勧告がなされました。こういった勧告を受けまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正がなされ、合わせて地方公務員の関係も改正がなされ、それに合わせて条例改正をさせてもらったということでございます。

問（１８） この中で、参考資料の③の部分ですけれども、この育児休業又は育児短時間勤務とありますけれども、短時間というのは大体どれくらいの勤務時間を指すのか。

答（人事） 育児短時間勤務の形態というものでございますけれども、実は条例で４つの形態を定めております。まず最初が１日当たり３時間５５分勤務で週５日ということで、１週当たり１９時間３５分。それから１日当たり４時間５５分勤務で週５日勤務の１週当たり２４時間３５分勤務。それから３番目といたしまして、１日当たり７時間４５分勤務で、週３日勤務。週当たりとして、２３時間１５分。それから１日当たり７時間４５分勤務で週２日勤務と１日当たり３時間５５分勤務で、週１日勤務、これが１週当たり１９時間２５分勤務となっております。この４つの方法が私どもの条例に規定をされておる短時間勤務の形態であります。

問（１８） 給与の算定ですけれども、どのような算定基準になっておりますでしょうか。

答（人事） 育児休業期間中の給与ということだと思っておりますけれども、これは育児休業中は給与は一切支給はされません。されませんが、共済組合のほうから子供が１歳に達するまで育児休業手当金が支給されます。この額でございますけれども、給料日額の１００分の５０相当額に１．２５を乗じて得た額、これが育児休業手当金の額ということでございます。

問（１８） そうすると、この短時間勤務の場合もそういった算定基準になるのか、ということもちょっとお伺いしておきたいと思っておりますけれども。

答（人事） 短時間勤務は、先ほど１日当たり従来８時間から７時間４５分勤務に改正されておりますので、細かい数字を申し上げましたけれども、そういった数字に比例して給料が支給されるということになっております。

問（１８） 本市の育児休業の実績といいますか、どれくらい育児休業とって見えるのか。

答（人事） 今年の8月1日現在での育児休業中の職員でございますが、職員8人がおります。育児休業のほかに、部分休業という制度があるわけですが、この部分休業者につきましては2人おるという状況でございます。

問（18） 男性の育児休業というのは、なかなかとりにくいと思えますけれども、環境が整っていないとなかなか厳しい面もあるかと思えますけれども、このことにつきましてはどのようなお考えを持っているのか、お伺いします。

答（人事） 男性職員の育児休業の関係でございますが、実は平成17年度に1人、男性の育児休業取得者がおりました。今までの実績といたしましては、1人でございますけれども、やはり先ほど育児休業中の給与というお話させてもらいまして、その期間は給与としては支給されないということがあるものですから、やはり今回法改正、条例改正によりまして、こういった男性職員が育児休業をとりやすいような環境整備、制度が設けられましたけれども、1つこの無給という収入減というんですか、そうしたのが1つのネックになろうかなというふうには考えております。

問（18） この日本では、まだまだ男性が育児休業をとるという環境は皆無に等しいかなと思っておりますけれども、その突破口をこういった公務員制度の中で切り開いていただけると、ヨーロッパを見習っていけるようなそういう時代が来るのではないかと願っております。

問（14） 先ほどの質問と関連しますけれども、育休の対象者というのは、8人ということですか。8名対象おって、お2人の方が実際とられているということですか。再確認をさせていただきます。

答（人事） 対象者が8人ということではなくって、8月1日現在取得している職員が8人、実績として8人、それ以外に部分休業を取得しているものが2人ということでございます。

問（14） そうしますと対象となるね、職員というのは、一体何人くらいおるんですか。

答（人事） 今回の条例改正の前ということで、例えば妻である職員が育児休業とっても、今度夫である職員も育児休業がとれる状況になるんですけれども、そういった今回の対象、改正前のということでもよろしいですか。現状ですね。育児休業につきましては、今、細かい資料もっておりませんが、ほとんど10

0%近く、国の取得状況というのが97.3%といわれておりますけども、ほぼそれと同等な率、育児休業取得者がおると思っております。

問（14） 一般的には、賃金の保障がないとかね、あるいはなかなか職場によっては休業中の代替的な職員の配置ができない等の問題でね、なかなか取得したくてもしきれない、そういうふうな職場というのが、まますみ受けられていて、なかなかこの比率が上がっていないというところで、今回その法改正というふうに及んだ背景が一つあると思うんですね。そういうこと考えると当市にあっては、対象者が何人かわかりませんがね、ほぼ100%近い方が取得しているという認識でよろしいですか。

答（人事） おっしゃるとおりで、ほぼ100%近い数字がその育児休業取得できる者についてはとっておるというふうに理解しております。

問（14） ちなみに手元に資料があれば、どういう職種の人、例えば、現業の保母職、保育士なのかね、あるいは本庁勤務の職員なのか、そのあたりがわかれば、一つお聞きをしておきたいということと、もう一つはこれはあくまでも正規の職員が対象という認識をしておりますけども、非常勤の職員だとか、あるいは臨職ですね、という身分の方については、これは対象外というふうに理解しておりますけども、これは法改正があってもやはり一定の制約があるというふうに思いますけども、考え方について一度聞いておきたいなと思います。

答（人事） 育児休業取得しておる職員の現業部門か一般事務職かというところでございますけども、これは一般事務職、それから保育士等現業職にかかわらず、ほぼ100%の職員が育児休業とっておるというふうに思っております。それから、臨職につきましては今回の法改正前につきましては育児休業の取得できる対象外であったわけでございますけども、今回の法改正、条例改正案では臨職、それから非常勤職員こういった職につきましても、育児休業のとれる対象になってきておるということでございます。

問（14） 今の確認ですけども、雇用が見込まれる期間、あるいはその雇用契約関係で1年未満の契約者については、これは対象から漏れるというふうに私は理解していたんですけども、それは臨職含めてね、非常勤職員含めて。そうじゃないですか。

答（人事） 従来、法改正、条例改正前につきましては、こういった非常勤職

員、それから臨時職員につきましては、そのまま雇用期間が原則として1年を超えることが予定されていないということで、こういった職員につきましては長期の休業を認めることはなじまないということで、従来は対象からはずされておりました。今回、国の法改正に伴って、条例改正させてもらっておりますけども、国のほうでは私どもの自治体にはないんですが、日々任用が更新される雇用制度というものを現在持つておるんですが、こういった日々任用が更新される雇用制度というのを、今年の10月から廃止されることになりました。こういった形になるかということ、新たに原則1年の任期で継続的に更新可能な期間業務職員というものを制度化されるわけでございますけども、こういった国の制度が変わることに伴いまして、今、申し上げました非常勤職員、それから臨時職員が育児休業を取得できるようになったということでございます。高浜市も国にこういった国に合わせて改正しておるものですから、臨職、それから非常勤特別職員というのは再任用の短時間勤務職員、こういった者が対象になってくるとは思われますが、年齢的に再任用短時間勤務職員というのは60歳、定年を超えた職員でございますので、育児休業というのはあまり考えられないのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、国の法改正にのっとって、改正をさせていただいておるということでございます。

問（14） 最後に、当市と委託契約を結んでおるような、例えば総合サービス会社等々ありますけども、そのあたりもこの法の施行のもとで、同等な扱いが求められると思っておりますけども、これはいろんな事情でなかなかその法が改正されても、実施方に及ばないと、及ぶことができないとやりたくてもね。そういう事情も理解する部分もありますけども、しかしながら基本とするところは、労働者のための法改正が今回行われたわけですから、そこで当市とかかわるような委託会社については、やはり同等の措置が現場できちっと図られるような手立て、あるいは指導、あるいは支援というようなことを含めて行っていくべきだというふうに思っておりますけども、この点で特にかかる委託会社との関係で、法改正があったから、当然事業主は承知をしておるというふうに理解しますが、改めてこの機会を通して、周知方を徹底すべきだというふうに思っておりますけども、考え方を聞いておきたいと思っております。

答（人事） 実は今回、この改正案をお認めいただいた暁には、10月の部長・

グループリーダー会で改正の内容というものを、各職員に周知をしようという考えを持っております。その職員の周知に合わせまして、総合サービス株式会社のほうにも同じような資料を公務員ではこうなっているよということを周知していきたい、こんなふうに思っております。

(3) 議案第36号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
について

問(14) この点では、現状の取得実態なるものを聞いておきたいというふうに思います。

答(人事) この育休の関係の勤務時間、休暇等に関する内容につきましては、小学校就学の時期に達する子のある職員に対する時間外勤務の時間の制限、時間外勤務してもいいんですが、時間的に制限があるよという内容、それに改めて今回、3歳未満に達しない子のある職員については、本人の申し出によること、それからその時間外勤務をやらないということについて、その職員の業務を処理するための措置が講じることが、著しく困難である場合を除いて、時間外勤務をさせないということができるんですけども、今まで3歳未満に達する時間外勤務の制限につきましては、今回導入される制度なんですけども、従来からある小学校就学の時期に達するまでの子のある職員に対する時間外勤務の制限というものにつきましては、今まで私どもにそういった請求をした職員の実績はないということでございます。

問(14) これはそれぞれ事情があって、結果には請求がなかったというふうに思いますけども、そのあたりは当局として何か把握しているものがあれば。先ほどの育休の問題と関連しますけども、必要な人的な配置がない中で、ほかの職員に迷惑がかかるかなというふうな配慮のもとでね、必要性があるものの請求しなかったと、時間外勤務をです、ね、というような事情なんかも考えられないわけでもないんで、そのあたりの実情を把握しているものが、一度お聞きをしておきたいというふうに思います。それから当市は選択性になっていますね、時間短縮をする、あるいは残業を規制するというのが、従来、現行法ではそうなっておりますけども、それが今度が一つずつ、両方とも義務的な取り扱いをしないといかんよと。拡大的に法改正がされているわけですけども、その時間

短縮のほうでの時短での請求もなかったのかどうか、その点はいかがですか。

答（人事） 最初に必要な育児休業をとった者の事務を代理する必要な人的配置がない中でというようなお話がありましたけども、私どもこれは必要な人的配置をしておるわけでございまして、例えば育児休業を取得した場合のその職務をどう代替するかというお話でございますけども、制度的には育児休業期間に限って、任用期間を育児休業期間の期間を限度として、採用をする任期付採用という制度があるんですけども、こういった制度もありますが、高浜市を含めて近隣市では、こういった任期付採用制度ではなくて、公務員法の22条の臨時職員、こちらで対応しております。ですから、委員おっしゃったように、人的配置はしてないんじゃないくて、これはしておりますので、御理解いただきたいと思います。それから時間外の制限のほうでございますけども、先ほど申し上げましたように、従来は時間外勤務をさせることができるんですが、その上限が設定されておったということでございまして、今回、上限云々どころか、3歳未満の子供のある職員については、時間外勤務そのものを本人が請求すれば、しなくていいよという制度を新たに加えておりますけども、従来の時間外勤務の時間的な制限という部分につきましては、請求した職員の実績はないということです。

問（14） 結果的にね、時間外勤務の請求をしなかった、なぜしなかったのかと。対象者がおる中で、結果的には請求しなかったと。必要だったら時間外勤務についてね、例えばやれませんかというふうな申請が、管理職のほうに届くだろうというふうに思いますけども、それがなかったということについての、うちなる理由ですね、何か把握しているものがあれば、ちょっとお聞きをしておきたいなということ。それから、時短についての請求はなかったということですか。時間短縮について、その請求はどうだったのかということ。

答（人事） まず、時間外勤務の制限で結果的になかったということで、その背景はということでございますが、私ども、それぞれ時間外勤務の制限のある職員に対して、どうだどうだという話はしておりませんが、請求がなかったということはそういった時間外勤務が多少あってもその本人の生活に支障はないか、それともそんなに時間外の多くない部署であったのか、そういったことであろうと思っております。それから育児短時間勤務の職員の実績はござい

ません。

(4) 議案第38号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

問(2) 補正予算のほうのページ77ページなんですけど、公園整備管理事業で緑化材料ということで上がってますけど、今年のように暑い日で、高木はよっぽどいいと思いますけど、中低木や何かでいろいろ問題が出たかと思うんですけど、ここに上がってある時点では、まだそれほど暑いときではなかったと思うんですけど、どうだったでしょうかね。

答(都市整備) 今回の補正で、苗木が51万4,000円、今回材料支給をさせていただくわけなんですけど、その中に、まず高木が南中学校の隣に設置をさせていただくということと、あと苗木につきましては、各団体に3つ設置させていただきます。青空青木会と沢渡すみれ会と二池町内会に、まだこれは植えていませんので、その後寒くなった時点で植えさせていただく状況になります。暑さについてということは、問題はまだ聞いておりません。

問(2) 次に同じページのところの交通安全施設ですね、交通安全施設整備工事費で、250万が上がっているわけなんですけど、22年度の予算として650万上がっていて、改めてということになっていて、その内訳がわかればお願いします。

答(都市整備主幹) 交通安全の内訳ということでもありますけども、交差点等を照らしている今回、交通安全灯、水銀灯なんですけども、これが劣化とか腐食が進んでおまして、そのうちの300ワットの水銀灯を35基、かえる予定でおります。

問(9) 3点ほどお願いしますけども、まず77ページの先ほど2番議員からの質問がありましたけれども、1番の公園整備管理事業についてですけれども、これ原材料費だけで、3箇所委託するというので、よろしいんでしょうか。それと、2番目の交通安全の施設事業の請負先、請負費がありますけども、その請負先をまず教えてください。

答(都市整備) これにつきましては、去年までもこういった事業がありまして、実は今回、昨年度までは緑化推進事業の基金で、愛知県から直接ボランティアの団体に配られたものです。今回は交付金をいただきまして、高浜市が9

月補正で予算をとりまして、高浜市が南中学、それと3団体、計4団体に材料支給をする計画です。それとあと、これにつきましては材料だけで、あとはボランティア、植栽におきまして、水遣りだとかそういった維持管理につきましても、全部ボランティアの方が団体でやっていただくようなかっこうになると思います。

答（都市整備主幹） 交通安全灯の請負業者ということなんですけども、これから御審議いただいた後に、決めていくということになっていくかと思えます。

問（9） 当然、入札ということで、入札の委員会、設置してということよろしいですか。

答（都市整備主幹） 今回の交通安全灯なんですけども、単価契約をしております、市内業者さんにその場所、場所ですね、それぞれ発注、取りかえということでやっていきたいと考えております。

問（9） 了解しました。それでは75ページの産業経済活性化事業の補助金、がんばる事業者応援補助金なんですけども、この補助先と費用対効果と、申請者がどれぐらい見込んでいるのかということをお願いします。

答（経営戦略） まず御質問の補助先というのは、まだ予算を御可決いただいていない状況でございますので、業種としてですね、事前に問い合わせがありました業種としては、小売業の方が4事業者さん、それからサービス業の方が2事業者さん、それから電気関係と申しますか、電気の設備事業者さんが2事業者さんでございます。それから、費用対効果ですけども、やはりまだ、制度が22年の1月からできた制度でございます、当然のことながら我々補助を出して、それで終わりという考えはございません。きちんと事業者さんにフォローアップする形で考えておりますので、形式としてアンケートがいいのか、実態の数字をお聞きする形がいいのか、そういったものは、きちんとやっているというふうに考えております。それから、申請者ということで現在の8月末でございますが、7事業者さんの既に交付決定通知を出しております。その内訳でございますが、小売業の方が1社さん、それからサービス業が2社、それから運輸業が1社で製造業が2社というような状況でございます。

問（9） わかりました。67ページ、最後ですけども、在日外国人福祉給付金支給事業、扶助費なんですけども、昨年までは、今年度の予算も12万上が

っています。月額1万円として認識しているんですけども、この福祉給付金の7万円という内訳をお願いします。

答（市民窓口） 昨年度までは、対象者の方が1名でございました。本年度ですが、1名、新たに対象者がふえるということで、増額のほうの補正をさせていただきます。

問（16） 今の67ページですけれども、いきいき広場の中の使用料及び賃貸料ですか、ここはひょっとしたらここは福祉のほうになっておるかもしれませんが、一つだけ聞きたいのが、65歳で以上で100円使用料をとるようになったんですけれども、その影響がどの程度あったということがちょっとこの委員会と違っているんでどうかなと。

委員長 所管がないと思いますので。

問（14） 55ページの地方交付税の関係で、今回普通交付税が補正されたということなんで、これは来年度に向けての考え方、同じような交付というのを見込むのかどうか、聞いておきたいと思います。

委員長 地域協働のほうになりますので。

問（14） 失礼しました。同僚議員にお聞きするように話をしておきます。もう一つは、先ほど話がありました、がんばる事業者の応援のことですけど、ページ数は75ページ、これはそれぞれ業種ごとに答弁がされて、計8件が見込まれるということなんですけども、どういうふうな中身、どういうふうな内容でその問い合わせというのか、来ておるのかということ、わかる範囲で答えをいただきたいというふうに思います。

答（経営戦略） 中身の相談の内容ということでございますが、例えば私、小売業というお話をしましたけども、小売業ではやはり今、店舗で売っておるだけではなかなか難しいと。販売がどうしても下降気味であるというようなことで、そういった場合に、インターネットを使って、販路を拡大したいというようなお考えの中で、そういった部分を県の中小企業応援センターがやってみえる、そういった経営指導、経営相談をされて、それに対する補助を利用していきたいよというような御相談です。それから例えば、電気の設備関係の事業者さんでは、本業は電気だけども、いわゆる電気の設備を扱っていく中で、ボイラーの知的財産の取得をされて、それを売っていくのにそういった部分でデモ

機を用意をして、そういったものを販路の拡大につなげていきたいというような部分でございます。それから最後に店舗ですけども、店の売り場でどうしても集客をするのに、例えばおすし屋さんとかいわゆる居酒屋さんなんかですと、昨今の経済情勢のあおりを受けて、非常に来店者数が少なくなっておると。そういったときに、どうして販路を拡大していったらいいのかというようなことで、専門のコンサルさんに相談をされて、考えてみえるのはいわゆる宅配への事業拡大だとか、それから配達というようなもの、仕出しの配達だとかそういったものにも販路を拡大していきたいというような御相談でございます。

問（14）　そうしますと、いずれにしましても、大変商売上の意欲を見せられて、申請を行って、交付が受けれるんだったら、それに乗かって経営していこうというお考えのようですけど、その前提になっているのはいずれも一定の専門的なコンサル、経営診断を受けて、方向性を定められて、それを斟酌されて申請方に及ぼうというお考えのようですけど、そういうふうに理解しておっているのかということが一つですね。それからもう一つは、今回補正で190万円計上されておりますけども、この予定されておる全ての案件が交付決定された時には、この金額的な折り合いですね、これは当該年度最終、3月までの予算も見込まれた補正ですので、その後の対応というのもこの金額で対応可能なかどうか。それからもう一つは、これは市単で行うわけですね、この事業そのものは。ところが、もう一つ、がんばる商店街、これ市民協働なんとかという事業ですよ。これは県の補助事業になってるわけですね。このあたりは産業経済活性化に伴うような県の補助対象になるような事業というのが、あるのかないのか、私はちょっと承知しておりませんので、このあたりを一度聞いておきたいなど。なければ、せっかくの事業ですので、補助対象になるような話も要請すべきじゃないのかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

答（経営戦略）　今の3点のお尋ねですけど、まず申請から補助に至る経緯というようなことでございますが、実はこれ御案内のとおり、補助の制度の中身は3つございますので、委員おっしゃいましたように御本人がいわゆるその経営状態、販売力の低下等によって、気づきにおいて、御自身で中小企業診断士でありますとか専門のコンサルさんをお願いをして、診断を受けられる場合と

というのが、これは補助の1でございます。補助の2と申しますのが、その1の結果に基づいて、お宅はこういった部分で経営改善をなささい、お宅はこういった部分を設備を再投資しなさい、効率化が図れますというようなその設備内容の結果において、その設備をする場合、それが補助2になってございます。補助2の場合は、商工会がやってみえる中小企業応援センター事業ですとか、それから経営技術の強化支援事業というのもございますので、そちらはきちんと、これは1の事業とよく並んだ事業でございますが、そういった気づきの事業に対して、きちんと結果が出て、設備を導入していただく場合は補助2となります。補助3はそれぞれ新しい商品開発ですとか、ファンドを使った助成金の交付決定を受けられた場合、その裏負担をする制度となっております。それから、2点目のほうの、今度のという、今回190万の補正をさせていただいたわけでございますが、予算を上げてさせていただく段階では、若干具体的な相談というのはまだなかったんですね。制度を紹介してください、こういった制度なんだろうかといい問い合わせだったんですが、最近になってきて、結構具体的な制度の中身まで踏み込んだ相談が来ておりまして、今の状況ですけども、若干の余裕はありますが、今後拡大をしていけば、年度末まで若干補助のほうで、補正をさせていただきましたけど、金額が切れてしまうかもしれないということは懸念はしております。しかし年度の制度でございますので、きちんと3月末までに、こういったふうで制度を使っただいて、実績報告、これが一つの大前提となつてまいりますので、そういったお方には、次年度以降の制度の活用をお勧めしていこうというふうに考えております。それからもう1点、がんばる商店街の関係でございますが、ちょっと私のほう、当グループではちょっと存じておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（14） 所管が違ふことも承知してはありますが、そちらのほうは県の補助対象でやっておると。がんばる商店街の活性化事業はね。かたや、所管するこのがんばる事業者応援というのは市単で対応してはるわけですね。これは県の補助対象として、このがんばる事業者応援事業なるものが、県の補助事業の対象として、なんかあるのかどうか。あるんだつたら、補助対象を申請すべきだなというふうに思ひますので、なければこのあたりは事務方で県のほうに補助対象になるようなそういう働きかけも必要じゃないのかなと。現状どうなつてい

るのかということです。

答（経営戦略） 今のお尋ねですけれども、我々、私、さっき長々とちょっと御説明しましたけど、制度の概要のところに出てまいっておる事業はそれぞれいわゆる経営診断の足がかりをつかむ事業ということは、承知をしておりますが、今、おっしゃった類似の制度、設備関係に対するこういった類似の制度があるかというのは、一度調査をしてみたいと思います。

（５）議案第３９号 平成２２年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第１回）

質 疑 な し

（６）議案第４０号 平成２２年度高浜市老人保健特別会計補正予算（第１回）

質 疑 な し

（７）議案第４１号 平成２２年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第  
１回）

質 疑 な し

（８）議案第４３号 平成２２年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
１回）

質 疑 な し

（９）議案第４４号 平成２２年度高浜市水道事業会計補正予算（第１回）  
問（１４） 今回、１，６００万円の建設改良費が計上されてますけれども、この内容について、詳細、報告を求めたいと思います。

答（上下水道） 今回、建設改良のほうで補正させていただきました内容でご

ございますけれども、6月16日にですね、高浜配水場の2号配水ポンプの故障が発生しました。夜の9時だったんですけども、現地に行きまして、いろいろと対応したんですけども、ポンプが動かないということでいろいろと検討はしたんですけども、来年度、実は実施計画にも計上させていただいてるんですが、この2号ポンプを改修する計画がございましたものですから、前倒して補正で、今回工事を施工させていただくというものでございます。

《採 決》

- (1) 議案第34号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第35号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第36号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第38号 平成22年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第39号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(6) 議案第40号 平成22年度高浜市老人保健特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(7) 議案第41号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第43号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(9) 議案第44号 平成22年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって当委員会に付託となりました全議案の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時48分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長